

保護者 様

印西市教育委員会学務課長  
印西市教育委員会指導課長

緊急事態宣言解除後の市内小中学校における教育活動等について（依頼）

このたび、9月30日をもって本県に発出されていた緊急事態宣言の解除が発表されました。これを受けて、市内小中学校における新型コロナウイルス感染の状況も踏まえ、今後の教育活動等について、下記のとおりといたします。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、この新型コロナウイルス感染症は、いつ、誰が感染するかわかりません。学校においては、今後も、感染防止対策の継続と感染リスクの低減に努めてまいります。ご家庭におかれましても、感染防止対策の一層の徹底を心がけていただき、児童生徒の健康観察等についてご協力をお願いいたします。

## 記

### 1 学校における感染予防対策の継続について

2学期の開始に伴う児童生徒の学校での感染拡大が不安視されていましたが、印西市内の各学校においては、可能な限りの感染予防対策の徹底や感染リスクの低減に努めており、学校における感染拡大は見られておりません。引き続き、健康観察や感染予防対策を継続し、教育活動を進めてまいります。

### 2 学習について

緊急事態宣言期間中に制限していた活動については、次のとおりとします。制限を解除したり軽減したりしているものについては、すぐにこの対応で行うのではなく、各学校の規模や施設等の状況を踏まえ、段階的に移行していきます。

#### (1) 体育科・保健体育科

密集や密接が起りやすい活動や身体接触が伴う運動は、活動時間を短くしたり、一度に活動する人数を減らしたりするなど、指導内容や指導形態を工夫して実施します。屋内で運動する場合は十分な換気を行います。

#### (2) 音楽科

歌唱の際はマスクを着用し、身体的距離を確保することを徹底します。ただし、屋外で2m以上の距離を確保し、向かい合わずに歌唱する場合は、マスクを着用せずに行ってもよいこととします。

#### (3) 家庭科

調理実習は、感染予防対策や感染リスクの低減ができる場合、実施を認めます。

### 3 部活動について

(1) 平日の部活動は、始業前と放課後の活動を合わせて2時間以内とします。実施の際は、特に朝の活動において、登校時の健康観察の確認を徹底します。

(2) 休日の部活動（練習試合を含む）は、長くとも3時間以内とし、昼食を挟まない時間設定とします。また、密集を避けるため時間差での活動とするなどの工夫をします。

- (3) 密集や密接が起こりやすい活動や身体接触が伴う活動は、活動時間を短くしたり、一度に活動する人数を減らしたりするなど、内容や形態を工夫して実施します。また、大きな発声や激しい呼気を伴う活動は、短時間での実施と身体的距離（できるだけ2m、最低1m）の確保に努めます。屋内で活動する場合は十分な換気を行います。
- (4) 用具等については、不必要に使い回しをしないとともに、こまめに消毒します。
- (5) 部活動前後や部活動中に、集まって飲み物を飲みながらの会話はしません。人との接触を避ける観点から、部活動終了後はすみやかに帰宅させます。
- (6) 部室や更衣室等の共用エリアを使用する場合には、短時間の利用とし、一斉に利用することは避け、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限、マスクの着用を行います。
- (7) 大会等への参加に当たっては、大会中はもとより、会場への移動時や昼食時、会場での更衣室や控室等の利用時などにおいても、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行います。保護者の方等の送迎で会場への移動を行う場合、乗合せは極力避けてください。

#### 4 児童生徒の健康観察等について

新型コロナウイルスは、発症前や症状が出始めた直後までに最も強い感染力を持つと言われています。そのため、次の点について徹底をお願いします。

- (1) 毎朝、各家庭で検温・健康観察を行い、健康観察カードを記入した上で、マスクを着用して登校させてください。（飛沫感染予防の観点から、可能な限り、不織布マスクの着用にご協力をお願いします）
- (2) お子様や同居する家族が、次の事項のいずれかに当てはまる場合は、お子様の登校を控えてください。また、その旨を必ず学校へご連絡ください。この場合は、学校保健安全法第19条に基づく出席停止とします
  - ・発熱等の風邪症状（咳、鼻水、咽頭痛、頭痛 等）がある ※本人においては、ワクチン接種による副反応も含みます
  - ・感染疑いの症状（強いだるさ、味覚や嗅覚の異常 等）が出ている
  - ・濃厚接触者に特定された
  - ・感染の疑いがあるためPCR検査を受ける など

※発熱などの新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある場合は、医療機関等への相談をお願いします。

※全国では、「症状が回復した直後に登校した」「症状が見られたが回復したため、医療機関等に相談せずに登校した」「家族に症状が見られたが、本人に症状が見られないうちに登校した」などをきっかけに、その後本人の感染が判明し、学校での感染拡大につながった事例も見られています。登校の判断に際しては、慎重にご対応くださるようお願いいたします。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の疑いがなくとも、次の理由により学校を休む場合、その旨を学校へご連絡ください。その場合は、欠席扱いとしません。
  - ・感染不安
  - ・本人のワクチン接種
  - ・同居する家族のワクチン接種による副反応

#### 5 オンラインを活用した学習について

感染拡大防止のための臨時休業や出席停止等の措置を取る場合や新型コロナウイルス感染症に関連して登校できない場合は、児童生徒が自宅等でも学習を継続できるよう、一人一台PCによるオンラインを活用した学習とプリントやドリル等を用いた学習を実施してまいります。